

令和8年度第1回 東京海洋大学海洋工学部国際交流基金事業募集要項

1. 趣旨 東京海洋大学海洋工学部（以下「学部」という。）に、東京商船大学後援会から受け入れた奨学寄附金を基に、東京海洋大学海洋工学部国際交流基金を設置し、本学部における国際交流の一層の進展を図り、もって教育・学術研究の振興に資することを目的とする。
2. 事業内容及び募集要項

区分	事業内容	応募資格	実施期間（申請期間）※	援助の対象・内容	申請書類等
第1種	<p>○学部教員等の国際学術交流に対する援助</p> <p style="font-size: small;">〔国際学術交流を目的とする海外渡航費、および国際学会、国際会議等の参加登録費の援助〕</p>	教授以外の海洋工学部教員、博士研究員等（博士研究員以外の非常勤職員を除く。）	<p>令和8年4月～令和8年9月渡航 または実施分 (令和8年4月1日～令和8年7月31日)</p> <p>〔※令和8年10月～令和9年3月渡航または実施については、令和8年10月に募集予定〕</p>	<p>対象1. 国際学会、国際会議等に出席（役員、座長等）もしくは論文発表を行う場合 交付基準：旅費は「国立大学法人東京海洋大学旅費支給規則」及び「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じて次により補助する。</p> <p>ア 航空賃、船賃は、低廉な運賃を補助する。 イ 航空機の発着地までの鉄道賃を補助する。 ウ 日当及び宿泊料は、定額の50%（過去に本基金の援助を受けた者の2回目以降の援助は40%とする。）を補助する。ただし、当該年度の予算及び採択人数等を勘案してさらに減額する場合がある。 エ 空港施設使用料、航空保険料及び燃油特別付加運賃は、補助する。 オ 支度料は補助しない。ただし、旅行雑費のうち、旅券の査証手数料、入出国税及び航空券の発券手数料の実費額を補助する。 カ 自己都合以外の事由（安全上の理由や入国制限などを含む。）によるキャンセル料及び当該出張に伴う感染症防疫のための必要諸経費（検査、予防接種及び証明書発行に係る費用、渡航先国内での隔離期間中の日当及び宿泊料（定額の50%）、送迎に係る費用等）については、当該年度の予算額の範囲内で補助する。 キ 国際学会、国際会議等の参加登録費は、WEB等のリモート開催を含み、補助する。</p> <p>対象2. 国際学会、国際会議等に参加もしくは共同研究等を行う場合 交付基準：旅費は「国立大学法人東京海洋大学旅費支給規則」及び「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じて次により補助する。</p> <p>ア 航空賃、船賃は、低廉な運賃を補助する。 イ 航空機の発着地までの鉄道賃を補助する。 ウ 国内の空港施設使用料及び航空保険料は補助する。 エ 国際学会、国際会議等の参加登録費は、WEB等のリモート開催を含み、補助する。</p> <p>ただし、共同研究等及び付加用務にあつては、日当及び宿泊料について公な機関等からの経費負担がある場合に限り認める。</p>	<p>◆第1種申請書・1部 ◆付属書類（訪問先機関等との往復書簡、発表論文受付証明書類、開催通知、国際学会、国際会議プログラム、招へい状、航空運賃見積書、参加登録費の額が分かる書類等）・各1部</p>
第2種	<p>○外国人研究者の招へいに対する援助</p> <p style="font-size: small;">〔学部での講演、共同研究、学会、研究発表会、研究会等へ招へいする外国人研究者の旅費の援助〕</p>	上記に同じ	上記に同じ	<p>日本学術振興会等公的制度に採択されるものと同等の水準にあるもので、民間等の援助によってもカバーされないもの。 参考：日本学術振興会（外国人招へい研究者、二国間学術交流等） 備考：交付基準については第1種に準ずる。（ただし、日当及び宿泊料は定額を補助するものとし、本学の国際交流会館に宿泊する場合は、宿泊料は減額することができる。）</p>	<p>◆第2種申請書・1部 ◆付属書類（外国人研究者との往復書簡、外国人研究者履歴書、学会、研究発表会等の資料等の写し、講演会プログラム）・各1部</p>

第3種 ①	○学生が海外の大学等の交流協定に基づいて海外へ渡航する場合の学資金の援助	学部学生・院生 (指導教員の推薦及び学科長若しくは専攻主任の推薦を受けた者)	上記に同じ	外国の大学等との交流協定に基づいて海外へ渡航させる場合 備考：学資金は、当該年度の予算及び採択件数等を勘定して援助率を決定し、補助する。	◆第3種①申請書・1部 ◆付属書類（訪問先機関との往復書簡、航空運賃見積書）・各1部
第3種 ②	○学部学生および大学院生が論文発表のため国際学会、国際研究発表会、国際研究会等に出席するための海外渡航費、および参加登録費の援助	学部学生・院生 (指導教員の推薦及び学科長若しくは専攻主任の推薦を受けた者、ただし、院生は、原則として※)、大学院研究科長裁量経費(学生渡航支援等経費)へ応募することを応募の前提条件とする)	上記に同じ (ただし、院生は、大学院研究科長裁量経費(学生渡航支援等経費)から結果通知を受領後、随時応募すること。)	国際学会、国際研究発表会、国際研究会等で論文発表する場合 備考：交付基準については第1種に準ずる。ただし、院生は、大学院研究科長裁量経費(学生渡航支援等経費)から不採択の結果が出た場合は当基金から第1種に準じて支給する。なお、大学院研究科長裁量経費から採択されたが、支援額が第1種に準じた支援額より少ない場合は、当基金からその差額を支給するものとする。 (※)原則として、大学院研究科長裁量経費(学生渡航支援等経費)へ応募することを応募の前提条件とするが、研究科長裁量経費の募集期間終了後に学会に論文が受け付けられた場合は、それを証明するものを添えて、当基金へ応募することができる。	◆第3種②申請書・1部 ◆付属書類（訪問先機関との往復書簡、発表論文受付証明書類、学会、研究発表会等の資料等の写し、航空運賃見積書、参加登録費の額が分かる書類）・各1部 院生の場合は、大学院研究科長裁量経費(学生渡航支援等経費)からの結果通知(写)も併せて提出のこと。
第3種 ③	○外国人留学生に対する援助 学部等に在学する外国人留学生に対し奨学のために給与する学資金の援助	学部等外国人留学生	上記に同じ	学部と交流協定を締結している外国大学等の推薦を受けた学生で、経済的援助を必要とする場合の学資金として援助する。 備考：学資金は、当該年度の予算及び採択件数等を勘定して援助率を決定し、補助する。	◆第3種③申請書・1部
第4種	○学部主催の学会、研究発表会、研究会等に対する援助 学部教員等と外国人研究者の間での高度な情報交換、国際協力を一層推進することを目的とする学会、研究発表会、研究会等の開催等の援助	教授以外の海洋工 学部教員、博士研究員等(博士研究員以外の非常勤職員を除く。)	上記に同じ	日本学術振興会等公的制度に採択されるものと同等の水準にあるもので、民間等の援助によってもカバーされない学会、研究発表会、研究会等を開催するために必要な経費(外国人研究者の旅費、会議費、その他諸雑費等)。 参考：国際交流事業(日本学術振興会) ※詳細は学振ホームページ参照	◆第4種申請書・1部 ◆付属書類(外国人研究者との往復書簡、学会、研究発表会等の資料等の写し)・各1部
第5種	○その他の事業に対する援助 その他学部等が特に必要と認めたものに対する援助	上記に同じ	○随時(随時) ※事前に越中島地区事務室管理係国際協力担当へ連絡すること。	① 学部企画特別交流事業(外国の大学等との交流協定、その他長期的視野に基づき交流計画を基礎とした国際交流を維持発展させるために学部が企画する事業等)を行うために必要な経費。 ② 外国人研究者との共同研究に必要な消耗品及び打合せに要する経費 ③ 学術情報・文献の交流に必要な経費 ④ 学部が主催する学生研修等にかかる経費 ⑤ その他国際交流のために本学部が特に必要と認めた事業に係る次の経費 ア. 外国人研究者の接遇経費 イ. 外国人研究者の送迎に要する経費 ウ. 外国人研究者の講演に対する謝金及び必要な国内旅費 エ. 通訳謝金	◆第5種申請書・1部 ◆付属書類・1部 ※申請内容により付属書類が異なるため事前に越中島地区事務室管理係国際協力担当へ確認すること

				<p>オ. その他 を必要最小限の範囲内で援助する。</p> <p>(1) 旅費を援助する場合</p> <p>ア. 航空賃、船賃は、低廉な運賃を補助する。</p> <p>イ. 航空地の発着地までの鉄道賃を補助する。</p> <p>ウ. 日当・宿泊料は、当該年度の予算及び採択件数を勘案して援助率を決定し、補助する。</p> <p>エ. 空港施設使用料、航空保険料及び燃油特別付加運賃は、補助する。</p> <p>オ. 支度料は補助しない。ただし、旅行雑費のうち、旅券の査証手数料、入出国税及び航空券の発券手数料の実費額を補助する。</p> <p>カ. 自己都合以外の事由(安全上の理由や入国制限などを含む。)によるキャンセル料及び当該出張に伴う感染症防疫のための必要諸経費(検査、予防接種及び証明書発行に係る費用、渡航先国内での隔離期間中の日当及び宿泊料(定額の50%)、送迎に係る費用等)については、当該年度の予算額の範囲内で補助する。</p> <p>(2) その他の経費を補助する場合</p> <p>ア. 当該年度の予算及び採択件数等を勘案して申請額に対し援助率を決定し、補助する。</p> <p>なお、学生の海外探検隊への派遣については、同地域に派遣される品川キャンパスの学生への援助額を参考に、海洋工学部長が援助額を決定する。</p> <p>また、学生の海外インターンシップ等への派遣については、以下の通り援助する。</p> <p>ア. 航空賃、船賃は、低廉な運賃を補助する。</p> <p>イ. 航空機の発着地までの鉄道賃を補助する。</p> <p>ウ. 宿泊料は、実費(実際掛かった費用)を補助する。なお、日当は補助しない。</p> <p>エ. 空港施設使用料、航空保険料及び燃油特別付加運賃は、補助する。</p> <p>オ. 自己都合以外の事由(安全上の理由や入国制限などを含む。)によるキャンセル料及び当該出張に伴う感染症防疫のための必要諸経費(検査、予防接種及び証明書発行に係る費用、渡航先国内での隔離期間中の宿泊料(定額の50%)、送迎に係る費用等)については、当該年度の予算額の範囲内で補助する。</p> <p>ただし、当基金からの援助回数が4回目以降については、上記ア、イ、エは補助し、オについては宿泊料を除いて当該年度の予算額の範囲内で補助し、ウは補助しない。なお、国際ネットワーク(IAMUなど)への派遣など、学部の代表としての派遣については援助回数から除外する。</p> <p>また、IELTS受験料については、品川キャンパスで実施する「IELTS実力養成講座」を最後まで受講した学生を対象に、受験料1回分の半額を補助する。なお、対象受験期間は、講座終了日から年内とする。</p>	
--	--	--	--	---	--

※第1種から第4種についての実施期間(申請期間)は、原則上記によるものとするが、特別な事情によりこれらの期間以外で申請を希望する場合は、申請が申請期間外となることについての理由書(様式自由)を速やかに越中島地区事務室管理係国際協力担当に提出すること。